

2023年10月30日

移植認定診療科
診療科責任医師 各位

日本造血・免疫細胞療法学会
移植施設認定委員会委員長 森 毅彦
理事長 豊嶋 崇徳
<公印省略>

移植施設認定基準の改定方針（2024年4月施行予定）について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より本学会の事業にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

非血縁者間造血幹細胞移植を施行する診療科の認定基準（以下、移植施設認定基準）につきましては、現在、必須としていない基準（認定医、看護師、HCTCに関する基準）について2024年4月1日から必須化する改定を予定しておりましたが、移植認定診療科の現状を鑑み、移植施設認定委員会および理事会で検討を重ね、以下の改定方針とすることを決定いたしましたのでご通知申し上げます。

<移植施設認定基準の改定方針（2024年4月施行予定）>

1. 認定医、認定HCTC、LTFU研修修了看護師の配置に関する基準（基準3.2.1、3.4.3、3.3.2）の改定方針について
→認定カテゴリー2、3の診療科については当初予定していた必須化は行わず、別途、緩和要件（認定医1名以上、LTFU研修修了看護師1名以上、認定HCTCの配置は問わない）を設ける
2. 看護師の適正な配置に関する基準（基準3.3.1）の改定方針について
→入院基本料等の看護師配置に関する施設基準の届出状況から認定カテゴリー1を判定し、届出が確認できない診療科は、配置状況の申告から認定カテゴリー2または3としての認定可否を判定する
3. 認定医、認定HCTC、LTFU研修修了看護師の配置に関する基準（基準3.2.1、3.4.3、3.3.2）および看護師の適正な配置に関する基準（基準3.3.1）を満たさなくなった場合の猶予期間の設定について
→認定更新にかかる年次調査または更新調査において、対象の基準を満たさなくなったことが判明した場合においても、認定カテゴリー1の診療科については3年間、認定カテゴリー2、3の診療科については1年間、認定カテゴリーの変更（または認定の停止）を猶予する規定を設ける
ただし、認定カテゴリー1の診療科が認定カテゴリーの変更を猶予されている期間においては、満たしていない基準の種類を問わず、コーディネート体制充実加算の算定は認められない

4. 全ての移植認定診療科は、認定カテゴリー1を満たすことを目指さなければならないことを努力義務の規定として追加
5. 認定カテゴリー2、3の移植認定診療科を対象に、拠点病院セミナーへの参加を義務づける規定を追加

詳細については、別添資料をご参照いただけましたら幸いに存じます。

上記方針に基づいた移植施設認定基準の本文の改定につきましては、年内を目途に作業を進め、手続きが完了次第、改めて公開させていただきます。

また、2024年4月からの認定更新にかかる更新調査（初回認定より5年に1回実施する手続き）および年次調査（初回認定または前回更新調査より1年ごとに実施する手続き）につきましては、上記の基準改定が予定されていることを考慮し、各認定診療科における2024年4月における見込みの状況についてご回答いただくことを想定しておりますので、ご留意いただけましたら幸いに存じます。各手続きの対象となる認定診療科には、改めて、個別にご案内を差し上げますので、今しばらくお待ちください。

本邦における造血細胞移植医療の現状に即した、より適切な移植施設認定基準としていくために、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会 事務局

Mail : jstct_office@jstct.or.jp TEL : 052-766-7127 FAX : 052-766-7137